

東京都歯科保健対策推進協議会歯科保健目標検討評価部会設置要綱

平成23年9月6日23福保医政第713号
(一部改正)平成24年7月13日24福保医政第610号

(設置)

第1 歯科保健目標の検討、進行管理及び達成状況等の評価を行うため、東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱第7に基づき、東京都歯科保健対策推進協議会歯科保健目標検討評価部会(以下「部会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2 部会は、次の事項について協議する。

- 1 歯科保健目標の設定に関する事。
- 2 歯科保健目標の達成に向けた取組に関する事。
- 3 歯科保健目標の達成状況等の評価に関する事。
- 4 その他必要と認められる事。

(構成)

第3 部会は、学識経験を有する者、関係団体の代表及び関係行政機関の職員等のうちから、局長が委嘱し、又は任命する15名以内の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長の選任及び代理)

第5 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選任し、副部会長は部会長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6 部会は、必要の都度部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて部会にその委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 部会の委員は、職務代行者を代理として出席させることができる。

(会議及び会議録の公開、非公開)

第7 部会の会議(以下「会議」という。)並びに会議に係る資料及び会議録等(以下「会議録等」という。)は、公開とする。ただし、部会長又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

第8 部会の庶務は、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年9月6日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初に任命する委員の任期については、第4の規定にかかわら

ず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。